

## 資源回収保管庫購入費補助金交付要綱

(総則)

第1条 資源回収が延期になったときに資源回収品を保管するための保管庫（以下「保管庫」という。）の購入費に係る補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において、保管庫とは、資源回収品を保管できる組み立て式倉庫のうち、耐久性に優れていると市長が認めるものをいう。

2 前項の場合において、保管庫が、設置しようとするときに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づき建築確認を受けなければならないものであるときは、同項の規定による確認済証の交付を受けた保管庫の購入に要する費用に限り、補助金の対象とする。

(補助対象)

第3条 補助金の対象となる経費は、資源回収実施団体（資源回収実施団体奨励金交付要綱（昭和54年4月1日制定）第2条に定める団体をいう。次条において「実施団体」という。）が設置した保管庫の購入に要する費用とする。

(補助金額)

第4条 補助金額は、予算の範囲内において、前条に定める費用の2分の1の額とし、1実施団体につき4万円を限度とする。ただし、補助金額に100円未満の端数があるときは、その端数全部を切り捨てる。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。